

事 務 連 絡
令和6年6月26日

各都道府県こどもの貧困対策主管課
各政令指定都市こどもの貧困対策主管課
御中

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）
こども家庭庁支援局家庭福祉課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省政策統括官付政策統括室
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について

超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が第213回国会において成立し、本日令和6年法律第68号として公布されました。

今般の改正においては、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれています（別添1～4参照）。

各地方公共団体におかれては、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項及び第2項に規定する都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下「自治体こども計画」という。）について、改正法による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項及び第2項に規定する都道府県計画及び市町村計画も一体のものとして作成することができる計画と規定されていることに留意しつつ、関係部局が密接に連携して、法の趣旨を踏まえ、こどもの貧困対策を盛り込んだ自治体こども計画を策定することが求められます。

この旨、自治体こども計画の御担当等、関係部局に周知いただくとともに、各都道府県のこどもの貧困対策主管課におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対して周知をお願いいたします。

<本件連絡先>

(こども家庭庁)

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当) 付 和田・藤田

Tel:03-6860-0115

こども家庭庁支援局家庭福祉課 荻野・渡辺

Tel:03-6859-0173

(文部科学省)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 時枝・伊藤

Tel:03-5253-4111 (3276)

(厚生労働省)

厚生労働省政策統括官付政策統括室 梶原・牧野

Tel:03-5253-1111 (7691, 7692)

厚生労働省社会・援護局保護課 杉本・金目・佐藤

Tel:03-5253-1111 (2827)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 金崎・山本

Tel: 03-5253-1111 (2217, 2859)

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正について

●法律の題名の変更

- ・こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日）において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。
- ・題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

●目的や基本理念の充実 第 1 条・第 3 条

- ・こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化
- ・「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記

●大綱において定める指標の追加 第 9 条第 2 項

- ・政府において令和 5 年 4 月に「養育費受領率の達成目標」が定められたことを踏まえ、こども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加

●大綱への関係者の意見反映の規定の新設 第 9 条第 3 項

- ・こども貧困大綱を定める際には、貧困の状況にあるこども及びその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定を新設

●民間の団体の活動の支援の規定の新設 第 15 条

- ・民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設

●調査研究の充実や成果の活用推進の追加 第 16 条

- ・「こどもの貧困の実態」「貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方」「地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方」など調査研究の対象を明記
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証や成果の活用の推進を明記

●検討 附則第 3 条

- ・本法施行後 5 年を目途として、新法の規定について検討し、所要の措置を講ずる規定を設ける。

※ 施行日：本法公布日から 3 月以内に政令で定める日

◎子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表
○子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）

改正案	現行
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 基本的施策（第九条―第十六条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人權に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる	子どもの貧困対策の推進に関する法律 目次 第一章 総則（第一条―第七条） 第二章 基本的施策（第八条―第十四条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によつて左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（傍線部分は改正部分）

事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会

(新設)

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

(新設)

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する

を実現することを旨として、子ども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4| 子どもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5| 子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、子どもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6| 子どもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

ことを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

(新設)

3| 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4| 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第七条 政府は、毎年、国会に、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
- 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及び

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

(新設)

その家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4| こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

- 5| 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

- 第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 3| こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

- 4| 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

- 第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と

業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体の活動の支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 こどもの貧困の実態

向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（新設）

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

（新設）

二	こどもの貧困に関する指標	(新設)
三	貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方	(新設)
四	こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方	(新設)
五	地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方	(新設)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（子育ての支援等） 第八十条（略） 2（略） 3 国及び地方公共団体は、沖縄における<u>こどもの貧困の解消に向けた対策</u>（<u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）</u>）による<u>こどもの貧困の解消に向けた対策</u>をいう。以下この項において同じ。）の推進に資するため、<u>貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にあるこどもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援、こどもの貧困の解消に向けた対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努めるものとする。</u>	（子育ての支援等） 第八十条（略） 2（略） 3 国及び地方公共団体は、沖縄における<u>子どもの貧困対策</u>（<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）</u>）による<u>子どもの貧困対策</u>をいう。以下この項において同じ。）の推進に資するため、<u>貧困の状況にある子どもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にある子どもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援、子どもの貧困対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努めるものとする。</u>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（年次報告） 第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。 2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 一・二 （略） 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）<u>第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況</u> （こども施策に関する大綱） 第九条 （略） 2 （略） 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 一・二 （略） 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律<u>第九条第二項各号に掲げる事項</u> 4ゝ7 （略）	（年次報告） 第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。 2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 一・二 （略） 三 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）<u>第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況</u></u> （こども施策に関する大綱） 第九条 （略） 2 （略） 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 一・二 （略） 三 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律<u>第八条第二項各号に掲げる事項</u></u> 4ゝ7 （略）

(都道府県子ども計画等) 第十条 (略) 2・3 (略) 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、<u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u>第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、<u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</u>第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。	(都道府県子ども計画等) 第十条 (略) 2・3 (略) 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、<u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u>第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
---	---

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇二十一 （略） 二十二 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）<u>第九条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。</u> 二十三〇二十七 （略） 二・三 （略）	（所掌事務） 第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇二十一 （略） 二十二 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）</u><u>第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。</u> 二十三〇二十七 （略） 二・三 （略）

令和六年六月十一日

衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 委員会決議

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する件

政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に当たっては、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

- 一 こどものみならず、その家族さらには若者世代を含めて、衣食住に困る等の生活困窮、十分な医療を受けられないこと等がないよう、貧困の解消に向けた対策を実施すること。
- 二 相対的貧困率が著しく高いひとり親家庭を対象とした多面的な支援に取り組むこと。
- 三 民間の団体との連携においては、活動支援のための財政上の措置に即した取組、新たな団体の参入可能性、公平・公正な手続等の確保に留意すること。
- 四 こどもの貧困の解消に向けた支援に地域間格差が生じないよう、各地方公共団体における支援体制の強化を図ること。

- 五 こどもの貧困の解消に向け、こども家庭庁の体制の強化を図るとともに、地方公共団体との連携を強化し、調査研究及び指標の検証を踏まえた施策を推進し、その実効性を上げること。

右決議する。

令和六年六月十八日
参議院 内閣委員会 附帯決議

令和六年六月十八日
参議院 内閣委員会

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 こどものみならず、その家族さらには若者世代を含めて、衣食住に困る等の生活困窮、十分な医療を受けられないこと等がないよう、貧困の解消に向けた対策を実施すること。

二 相対的貧困率が著しく高いひとり親家庭を対象とした多面的な支援に取り組むこと。

三 希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるとの認識の下、国及び地方公共団体の取組の在り方を検討するとともに、養育費の更なる履行確保に向けた強化を図ること。

四 民間の団体との連携においては、活動支援のための財政上の措置に即した取組、新たな団体の参入可能性、公平・公正な手続等の確保に留意すること。

五 こどもの貧困の解消に向けた支援に地域間格差が生じないよう、各地方公共団体における支援体制の強化を図ること。

六 こどもの貧困の解消に向け、こども家庭庁の体制の強化を図るとともに、地方公共団体との連携を強化し、調査研究及び指標の検証を踏まえた施策を推進し、その実効性を上げること。

右決議する。